

施設(事業所)から保護者への通知例

令和 7 年 7 月 1 日

各支給認定保護者の皆様

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の名称

施設型給付費等の額に係る法定代理受領について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 6 年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

〈各月ごとの年齢別の施設型給付費の額〉

	乳児(0歳児)		1, 2歳児	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	1,490,090	0	4,956,900	363,780
5月	1,490,370	0	4,831,320	363,900
6月	1,914,930	0	4,826,000	363,480
7月	2,340,470	0	4,699,000	363,480
8月	2,552,280	0	4,696,040	363,240
9月	2,553,240	0	4,445,000	484,640
10月	2,340,470	206,930	4,445,000	484,640
11月	2,781,350	208,080	4,599,000	365,640
12月	2,994,880	208,050	4,725,640	243,700
1月	2,994,880	208,050	4,725,640	243,700
2月	2,994,880	208,050	4,725,640	243,700
3月	4,854,800	236,270	5,493,390	284,000

	3歳児		4歳児以上	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	1,461,060	225,990	2,371,330	407,750
5月	1,461,780	226,110	2,436,940	349,740
6月	1,378,190	300,920	2,495,610	348,900
7月	1,216,050	376,150	2,431,620	407,050
8月	1,376,830	300,600	2,556,400	290,350
9月	1,378,190	300,920	2,431,620	348,900
10月	1,378,190	300,920	2,431,620	348,900
11月	1,465,920	227,280	2,508,480	351,840
12月	1,465,380	227,190	2,507,310	351,660
1月	1,465,380	227,190	2,443,020	410,270
2月	1,546,790	151,460	2,443,020	410,270
3月	2,067,030	0	3,197,200	368,250

	満3歳児	3歳児	4歳児以上
	教育時間	教育時間	教育時間
4月	0	711,690	1,975,860
5月	233,730	701,190	1,944,360
6月	573,260	701,190	1,728,320
7月	850,860	692,160	1,704,240
8月	859,890	467,460	1,728,320
9月	859,890	467,460	1,728,320
10月	859,890	467,460	1,728,320
11月	867,000	471,840	1,746,880
12月	867,000	471,840	1,746,880
1月	867,000	471,840	1,746,880
2月	867,000	471,840	1,746,880
3月	976,950	534,160	1,979,440